

●就学援助費（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給について

担当課 学校教育課 (0848) 67-6154

小中学校に通う経済的に困難な児童生徒の保護者等に対し、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。この制度のうち、新入学児童生徒の保護者に対して支給する新入学学用品費は、ランドセルや制服などを購入するための入学準備金として、入学前に支給を行います。

認定要件に該当し、援助を希望する場合は教育委員会に申請が必要です。

※申請には所得等要件があります

提出期間 令和6年11月1日（金）～11月29日（金）

詳細はこちら

